

平成 25 年 4 月 26 日

各 位

東京都港区六本木六丁目 8 番 10 号  
会 社 名 株式会社モブキャスト  
代 表 者 名 代表取締役社長 藪 考 樹  
(コード番号：3664)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 清 田 卓 生  
(TEL. 03 - 5414 - 6830)

## ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 26 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条に基づき、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

従業員の業績向上に対する意欲や意識を一層高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的とする。

#### 2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の名称 株式会社モブキャスト第 18 回新株予約権  
(2) 新株予約権の総数 615 個

上記総数は、割当予定数であり、引受の申込がなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

#### (3) 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社及び子会社の従業員 75 名 615 個

#### (4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 61,500 株

新株予約権の目的である株式の数は、100 株とする。なお、本議案の決議日以後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日以後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

#### (5) 新株予約権の払込金額の要否

金銭の払込を要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込を要しないことは有利発行には該当しない。

#### (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により算定される、新株予約権

を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値又は新株予約権の割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に 1.025 を乗じた金額とし、また、1 円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行又は自己株式を処分する場合（会社法第 194 条の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(7) 新株予約権の割当日 平成 25 年 5 月 13 日

(8) 新株予約権を行使することができる期間  
平成 27 年 5 月 14 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(9) 新株予約権の取得の条件

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権の割当を受けた者又は相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社関係会社の取締役、監査役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

③平成 25 年 5 月 13 日から平成 27 年 5 月 13 日までの間のいずれかの日の終値が、1,500 円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

(10) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新

株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（４）に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（８）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（８）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記（13）に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧新株予約権の取得の条件

上記（９）に準じて決定する。

（11）新株予約権の行使の条件

①本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。

②本新株予約権者が取締役、監査役又は使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（二）上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

⑤新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

⑥その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところに

よる。

- ⑦新株予約権者の本新株予約権の行使に係る払込金額の年額(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1千2百万円を超えることはできない。ただし、この金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。
  - ⑧新株予約権者は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる本新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社が指定する払込取扱場所の指定口座に指定日時までに振り込むものとする。
- (12) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- ①増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
  - ②増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (14) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上